

JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

ASAHI SEIMEI OTEMACHI BLDG.18F
6-1 Otemachi 2-chome
Chiyoda-ku Tokyo, 100-0004, JAPAN



TEL: 81 3 5205 3321
FAX: 81 3 5205 3391
URL: <http://www.jipa.or.jp/>

2011年4月14日

Mr. Ricardo R. Blancaflor
Director General
Intellectual Property Office of the Philippines
IPO Building,
351 Sen. Gil Puyat Ave., Makati City
Philippines

拝啓 Ricardo R. Blancaflo 様

Re: 特許・実用新案・意匠に関する施行規則（第2次改定案）について

日本知的財産協会は、1938年に設立された知的財産権に関する非営利の民間ユーザ団体で、日本の主要企業約900社を擁する協会として、世界における知的財産制度の構築、その運用改善について要望、提言等を関係先に提出しています。

さて、貴局 Web サイトにて意見を公募している 特許・実用新案・意匠施行規則改正案（第2次改定案）に関して、私達は JIPA 会員内で検討し、ここに権利者にとって重要な意見を提出致します。

ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

小園江 健一

(Kenichi Osonoe)

常務理事

日本知的財産協会

〒100-0004

東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階

日本

特許・実用新案・意匠施行規則改正案（第2次改定案）に関するコメント

日本知的財産協会

1．出願日の認定

< 関連条文 >

Rule 1504. Filing Date of Industrial Design

< 要望 >

出願日の認定において、「(b)A representation of the article embodying the industrial design or a pictorial representation thereof.」となっているが、「or」を「and」に修正すべきです。

< 理由 >

物品によっては、1つの意匠はいろいろな分野、例えば、自動車 - おもちゃ - お菓子間で転用されており、物品名だけでなく図面が揃って(逆も同様)初めて意匠を特定できるのであって、いずれか一方のみでは意匠が特定されず、それを以て出願日を認定するのは出願人の過度な保護に繋がると考えます。

つきましては、物品名と図面の両方の提出をもって出願日認定の要件として頂くよう、希望致します。

2．部分意匠

< 関連条文 >

Rule.1515.2. USE OF BROKEN LINES IN THE DESIGN DRAWINGS

< コメント/確認 >

「保護を求めない部分を破線を用いて図示することを推奨する」という規定が、部分意匠による保護を意図するものであれば、当協会はこの新しい規定に賛同致します。

3．図面としての写真の利用

< 関連条文 >

Rule 1608. で準用する Rule 414.13

< 要望 >

写真を正式な図面として認めて頂きたい。

< 理由 >

多くの国においては、写真による意匠出願が多くみられます。もし、写真が適切な図面として認められないのであれば、線図による図面を作成し直さなければならず、これは出願人にとって費用の増大に繋がります。また、色を含めた意匠の場合には、写真が最も適切に物品を特定できる手段であり、本規定の見直しを希望します。

以 上